

# 抗 告 状

2016年6月2日

大阪高等裁判所 御中

抗告人 宮 内 正 蔵

抗告人代理人

弁護士 佐 藤 真 理

同 白 井 啓 太 郎

同 辰 巳 創 史

同 安 藤 昌 司

同 星 雄 介

同 阪 口 徳 雄

上記抗告人を被告、日本放送協会を原告とする奈良地方裁判所平成28年(ワ)第3号放送受信料請求事件の審理を担当する森川さつき裁判官の訴訟指揮に関して、抗告人が申し立てた裁判官忌避申立事件(平成28年(モ)第46号事件)につき、平成28年5月24日、奈良地方裁判所が、「本件忌避申立てを却下する」との決定をしたが、抗告人は不服であるから、即時抗告をする。

## 第1 原決定の表示

本件忌避申立てを却下する。

## 第2 抗告の趣旨

- 1 原決定を取り消す。
- 2 裁判官森川さつきに対する忌避は、理由があるものと認める。

との決定を求める。

## 第3 抗告の理由

### 1 民訴法24条1項の「裁判の公正を妨げるべき事情」の解釈について

原裁判所は、同条項の「裁判の公正を妨げるべき事情」について、「裁判官がその担当する事件や当事者と特別な関係にあるなどといった当該事件の手続外の理由により、当該裁判官によっては、その事件について公正で客観性のある裁判を期待することができないと認められる客観的事由をいうものと解される」としている。

しかしながら、忌避制度は、「一定の事由を列挙した除斥の制度や、裁判官からの自発的な辞退という回避の制度だけでは、裁判の公正を完全に守ることはできないので、裁判の公正に疑いがあると考えた当事者からのイニシアティブで、個別的な事情に基づいて当該裁判官をその事件の審理・裁判から排除する制度を設ける必要がある。これが忌避である。」（注解民事訴訟法【I】228頁～229頁）と言われているように、除斥・回避だけでは裁判の公正を完全に守ることができないとの趣旨から設けられた制度であることから、「個別的な事情」についてはある程度幅をもって解釈されるべきである。

しかるに、原決定は、「事件や当事者と特別な関係にあるなどといった当該事件の手続外の理由により」などと限定的に解釈しており、忌避の制度趣旨を没却するものであり、妥当でない。忌避が当事者や市民に対して裁判の公正さとその外観を確保するための制度であることに鑑みれば、その判断基

準は通常人の判断基準から乖離したものであってはならない。

よって、民訴法24条1項の「裁判の公正を妨げるべき事情」については、原裁判所のように限定的な解釈をせずに、その裁判官の職務執行の結果、不公正あるいは偏頗な裁判がされるであろうとの懸念を当事者に生じさせる客観的合理的な事由のある場合、すなわち、通常人として冷静な当事者が裁判官の公正さを信頼できないと感ずることが無理でない場合をいうと解すべきである（弘文堂・条解民事訴訟法143頁）。

具体的には、①通常人において、公正で客観性のある裁判を期待することができないとの懸念を抱かせるには十分な事由があり、かつ、②そのような懸念が単なる主観的なものではなく、客観的な事情に基づくものであれば忌避事由に該当するというべきである。

## 2 森川裁判官の忌避事由該当性

### (1) 原裁判所の判断

原裁判所は、「森川裁判官において、申立人指摘のとおり措置をしたとしても、それは、同裁判官が本件本案事件の手續内において、すでに実施した審理によって、当該事件につき、一定の心証を形成したことをうかがわせるにすぎず、それだけで、本件本案事件について、裁判の公正を妨げるべき事情があるとはいえないことは明らかである」（下線は抗告人代理人が付した。）として、抗告人の忌避申立を却下した。

しかしながら、後記のとおり、抗告人が指摘した森川裁判官の訴訟指揮は、①通常人において、公正で客観性のある裁判を期待することができないとの懸念を抱かせるには十分であり、かつ、②そのような懸念は単なる主観的なものではなく、客観的な事情に基づくものである。

したがって、森川裁判官の忌避には理由がある。

以下、詳述する。

### (2) 森川裁判官の訴訟指揮が、通常人において、公正で客観性のある裁判

を期待することができないとの懸念を抱かせるには十分であること (①)

ア 通常の訴訟における審理から著しく乖離した抗告人に不利な訴訟指揮

(ア) 通常、民事訴訟では、当事者の主張について、両当事者に反論を十分に行わせて、争点を明確にした上で、必要な証人・本人尋問を行って、審理が尽きた段階で弁論を終結して判決がなされる。

近年では、第一審における審理の充実が重要視されており、多少の時間は掛かったとしても、不相当に長期化するものでなければ、当事者双方に十分な主張・立証を行わせ、弁論終結、そして判決に至る。

特に、問題となっている契約内容の解釈等についての争いがある場合には、争点整理において、双方の主張を噛み合わせるという作業が不可欠であり、そのために裁判所から当事者に求釈明が行われることもしばしばである。大きな争いがある事件においては、それぞれの主張を十分に行わせた結果として、反論、再反論、再々反論と準備書面のやり取りが続いていくのが通常である。

(イ) 本件では、NHKの4月15日付準備書面(1)(以下「NHK準備書面1」という)によって、初めて、放送受信契約及び放送受信料の法的性質について、当事者間に大きな争いがあることが明確になった。放送受信契約及び放送受信料の法的性質については、様々な裁判例及び学説が展開され、国会審議でも取り上げられてきたが、これらの見解等の妥当性について双方から主張が行われることが明らかに予想された。

しかしながら、森川裁判官は、抗告人に対して、事前の予告を一切行うことなく、突然「弁論終結」と発言したことに、抗告人代理人が抗議し、「準備書面にも書いたとおり、被告側はまだ主張立証を予定している。原告準備書面への反論を準備している」と指摘して弁論の

続行を強く求めたにもかかわらず、森川裁判官は一言も発言せず、抗告人代理人の意見を無視して立ち上がったため、抗告人代理人は、やむを得ず口頭で森川裁判官の忌避を申し立てた（甲1の3～4頁）。

森川裁判官は、抗告人に対し、「受信料は『特殊な負担金』である」等と主張するNHK準備書面1に対する反論の機会を奪って、わずか2回の口頭弁論だけで弁論を終結した。

このような訴訟指揮は、通常の訴訟では到底起こり得ない異常なものであった。

(ウ) 抗告人は、第1回口頭弁論において、本件の重大性に鑑み、合議体による審理を求めていた。第1回口頭弁論調書（甲2）の「弁論の要領等」欄には、「被告・・・2 別紙のとおり陳述」とあり、抗告人代理人佐藤真理の「第1回口頭弁論における意見陳述書」が添付されているが、その3頁末尾には、「既に簡易裁判所に対する移送申立書で述べたが、改めて裁定合議事件として合議体にて審理されるよう要請する。」と明記しているのである。

第1回口頭弁論において、森川裁判官は、その当否について、「検討する」と約束していたにもかかわらず、第2回口頭弁論で、その結果を述べることをしなかった。それどころか、第1回口頭弁論において、検討を約束した事実を、期日調書に記載することすらしていなかった（甲2）。

このような行為は、明らかに一方当事者である抗告人を蔑ろにするものであり、抗告人の裁判官に対する疑念を増幅させる一要素となった。仮に法的に回答の義務がなかったとしても、約束を反故にするという社会一般の常識からは到底考えられない対応は、事件を担当する裁判官に対する信頼を大きく揺るがせることは明らかである。

イ NHK勝訴の判決をすることが明らかに予想されること

原決定は、森川裁判官の訴訟指揮について、「当該事件につき、一定の心証を形成したことをうかがわせるにすぎず」と判示するが、提出されたばかりのNHK準備書面1に対する抗告人（被告）の反論の機会を保障せずに結審を強行した森川裁判官が原告NHKを勝訴させるとの心証を形成したことは疑いない。

第1回口頭弁論では、森川裁判官は次回に向けて、原告・被告双方に準備書面を4月15日までに提出するよう指示していた（原告には、答弁書に対する反論、被告には、債務不履行についての主張・立証の準備）が、新たに提出される準備書面に対する反論の書面提出までは求めていなかったのである（甲2）。

しかるに、第2回口頭弁論期日において、森川裁判官が突然弁論終結を告知したのは、NHK勝訴の判決をする前提で、抗告人にNHK準備書面1に対する反論の機会を保障する意思がなかったことを示している。

## ウ 小活

森川裁判官の訴訟指揮は、前記のように、通常の審理から著しく乖離した拙速、乱暴なものであった。抗告人に対してNHK準備書面1への反論の準備書面の提出を許さずに、突然に結審するという著しく不相当で、かつ抗告人に不利な訴訟指揮をした森川裁判官が、明らかに抗告人に不利な判決を出そうとしていることが具体的に予見された事案である。

抗告人は、弁論再開の申立を行う予定であるが、森川裁判官が担当を継続するのであれば、仮に再開の申立を行ったとしても、裁判所の職権発動を促すに過ぎないので、それに対して裁判所が明示的に拒否の決定をする必要がないとされている（最高裁判所第一小法廷昭和23年11月25日）ことから、合議体による審理を求める要請（上申）の件と同様に、応答すら行われぬことも具体的に予想される。

このように、抗告人に一方的に不利な訴訟指揮をすること、口頭弁論

において検討を約束した事柄について何らの対応もしないこと、抗告人に不利な判決をすることが十分に予測されることなどに鑑みれば、抗告人としては、本件本案事件で公正な裁判が行われることは到底期待できないのである。

上記のとおりであるから、森川裁判官の訴訟指揮は、通常人において、公正で客観性のある裁判を期待することができないとの懸念を抱かせるには十分なものである。

第2回口頭弁論期日から僅か11日間に、「森川さつき担当裁判官の訴訟指揮に抗議し、回避・忌避を求める請願署名」の賛同者が約1800名に達し、奈良地方裁判所に提出された(甲5の1ないし3)。

第2回口頭弁論期日には、傍聴席70席に対し、150人を超える傍聴者が駆けつけるなど、本件本案事件に対する市民の関心は高く、森川裁判官の訴訟指揮に対し、公正で客観性のある裁判を期待することができないとの市民の怒りが広がっているのである。

### (3) 抗告人の懸念が単なる主観的なものではなく、客観的な事情に基づくものであること (2)

抗告人は、森川裁判官が積み上げてきた不誠実・不相当な訴訟指揮という複数の客観的な事実に基づいて、前記(2)のような懸念を抱いているのであって、何らの根拠も無く主観的な事情のみで懸念を抱いているのではない。

したがって、抗告人の懸念は、単なる主観的なものではなく、客観的な事情に基づくものである。

## 3 結論

よって、森川裁判官の忌避事由に該当する事実があるから、抗告の趣旨記載の裁判を求める。

なお、14日以内に、抗告補充書を提出する予定である。

疎明書類（追加）

- 甲 5 の 1 「森川さつき」担当裁判官の訴訟指揮に抗議し、回避・忌避を求める  
請願署名の提出（平成 2 8 年 5 月 1 8 日付け）
- 甲 5 の 2 「森川さつき」担当裁判官の訴訟指揮に抗議し、回避・忌避を求める  
請願署名の提出（平成 2 8 年 5 月 2 0 日付け）
- 甲 5 の 3 「森川さつき」担当裁判官の訴訟指揮に抗議し、回避・忌避を求める  
請願署名の提出（平成 2 8 年 5 月 2 4 日付け）

以上